

〇〇〇（日中一時支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 〇〇〇が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく日中一時支援に係るサービス（以下「日中一時支援」という。）の事業は、日中、障害者及び障害児（以下「障がい者等」という。）に活動の場を提供し、見守り、社会に適合するための訓練その他の支援を実施し、障がい者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定める人員、設備及び運営の基準内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 〇〇〇
- （2）所在地 新潟県新潟市××区××町〇丁目〇番〇号

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2）医師 〇人
- （3）支援員 〇人

（営業日・営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- （1）営業日
- （2）営業時間

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、〇〇人とする。

(日中一時支援の内容)

第7条 事業所で行う日中一時支援のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴の介護又は清しき
- (2) 排せつの介護
- (3) 食事の介護
- (4) その他の必要な介護
- (5) 健康管理
- (6) 送迎サービス
利用者の居宅と事業所との間の送迎
- (7) 相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第8条 日中一時支援を提供した際には、障害者及び障害児の保護者から当該日中一時支援に係る利用者負担額(日中一時支援事業につき新潟市が定める額をいう。)の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない日中一時支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該日中一時支援に係る費用(日中一時支援事業につき新潟市が定める額をいう。)の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、日中一時支援において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

1食につき〇〇円(うち食材料費〇円)

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。

(2) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 日中一時支援を行う際は、利用者の心身の健康状態の安定を把握し、障害者及び障害児の家族との密接な連携に努める。

2 福祉サービス利用前後の日中一時支援利用者については、福祉サービス事業所との連携に努める。

3 利用契約締結の際には、基本情報の提供を受け、利用者個々の健康・精神について把握し、利用者相互の健康と安全の整備に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、

速やかにあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第11条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業員及び利用者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第12条 事業所において日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) .

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知する。

(苦情解決)

第14条 提供した日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業員の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後○か月以内

(2) 継続研修 年○回

2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。